

## 平成30年第3回養老町定例会会議録

平成30年第3回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

### ○議事日程（平成30年9月12日第1日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 認定第2号 平成29年度養老町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第3号 平成29年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第4号 平成29年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第5号 平成29年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第6号 平成29年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第7号 平成29年度養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第8号 平成29年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第9号 平成29年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第10号 平成29年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第11号 平成29年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 選任第7号 決算特別委員会委員の選任について
- 日程第15 議案第52号 養老町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第16 同意第8号 教育委員会教育長の任命同意について
- 日程第17 同意第9号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第18 議案第53号 町道路線の認定について
- 日程第19 議案第54号 平成30年度養老町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第55号 平成30年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 大橋三男

○出席議員

1番	北倉義博	2番	岩永義仁
3番	長澤龍夫	4番	大橋三男
5番	三田正敏	6番	吉田太郎
7番	早崎百合子	8番	野村永一
9番	田中敏弘	10番	松永民夫
11番	林輝見	12番	青山貞一
13番	水谷久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝	副町長	柏渕裕昭
教育長	並河清次	総務部長	田中信行
総務部総務課長	中島恵美	総務部企画政策課長	川地憲元
総務部税務課長	西川敏明	住民福祉部長兼健康福祉課長	久保寺利明
住民福祉部 住民人権課長	伊藤幸広	住民福祉部 子ども課長	川口智也
住民福祉部 生活環境課長	渡辺章博	産業建設部長兼 水道課長	田中一也
産業建設部課長	前田勝治	産業建設部 農林振興課長	松岡弘泰
産業建設部企業誘致 ・商工観光課長	大倉修	産業建設部 建設課長	高橋正人
会計管理者兼 会計課長	田中隆	教育委員会事務局長兼 教育総務課長兼 スポーツ振興課長	佐藤嘉但
教育委員会 生涯学習課長	古川一夫	消防長	野村博治
消防次長兼 予防課長	吉田英之	消防次長兼 警防課長	三和隆夫

消防総務課長 廣 澤 幸 雄

---

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 藤 田 勝 彦                      議会事務局書記 稲 川 諭実彦

(開会時間 午前9時30分)

○議長(大橋三男君) 皆さん、おはようございます。

平成30年第3回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

まず開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いします。傍聴者の皆様も御一緒をお願いします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(大橋三男君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席でございます。

ここで、報道機関及び町広報委員に限り、今定例会開会中、議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。また、インターネット録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

ただいまから平成30年第3回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

---

○議長(大橋三男君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、1番 北倉義博君、2番 岩永義仁君を指名いたします。

---

○議長(大橋三男君) 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、9月6日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 早崎百合子君。

○議会運営委員長(早崎百合子君) 議会運営委員会報告をいたします。

去る9月6日午前10時より、委員及び正・副議長、並びに執行部の出席のもとに開会いたしました。

協議事項は、平成30年第3回養老町議会定例会の日程及び運営についてであります。

まず会期につきましては、本日9月12日水曜日から9月27日木曜日までの16日間で、本会議の開会時間は午前9時30分からといたしました。

議事日程につきましては、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決定、4. 諸般の報告、5. 議案の提案説明及び委員会付託、6. 町政一般に関する質問、7. 議案の審議、この順で議会運営を行うことに決定いたしました。

一般質問は、議会2日目の9月26日水曜日に行うことと決定し、発言順序は通告の受け付け順と決定しました。

次に、審議する議案につきましては、決算認定についてが10件、条例の一部改正につ

いてが1件、人事案件についてが2件、町道路線の認定についてが1件、補正予算についてが3件、以上合計17件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第4、平成29年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第13、平成29年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10議案は、議会初日に一括上程し、提案説明を受けて、総括質疑後、決算特別委員会の設置を議題とし、設置の議決後、委員を選任し、その議案を付託して審査願うこと。また、この決算特別委員会には、地方自治法第98条第1項の権限を委任することとし、議会最終日に委員長より報告を受け、委員長への質疑後、討論を経て採決すること。

次に、日程第15、養老町税条例等の一部を改正する条例について、及び日程第18、町道路線の認定についてから、日程第21、平成30年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までの5議案は、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、熟議を図るため、それぞれ所管の総務民生委員会及び産業建設委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、各委員長への質疑後、討論を経て採決すること。

次に、日程第16、教育委員会教育長の任命同意について及び日程第17、教育委員会委員の任命同意についての2議案については、人事案件につき、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略して採決すること。

なお、日程第4から日程第13までの平成29年度養老町一般会計及び各特別会計の決算認定についての審査を付託する決算特別委員会の開催は、9月14日金曜日及び18日火曜日の2日間とし、それぞれ午前10時から開会されるよう要請すること。

次に、日程第15、養老町税条例等の一部を改正する条例について、日程第19、平成30年度養老町一般会計補正予算（第2号）から日程第21、平成30年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の計4議案の審査の付託先である総務民生委員会は、9月13日木曜日の午後1時30分から、また日程第18、町道路線の認定について及び日程第19、平成30年度養老町一般会計補正予算（第2号）の計2議案の審査の付託先である産業建設委員会は、9月13日木曜日の午前10時から開会するよう、各委員長へ要請すること。

以上のように決定いたしました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（大橋三男君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りをいたします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日9月12日から9月27日までの16日間にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日 9 月 12 日から 9 月 27 日までの 16 日間と決定をいたしました。

---

○議長（大橋三男君） 次に、日程第 3、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、平成 30 年度 8 月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されております。

ここで、平成 30 年 7 月 30 日付で請求のありました青山議員への養老町政治倫理審査請求につきまして、審査会の報告を受け、9 月 6 日に決定した措置に基づき、議場での厳重注意をただいまより行います。

青山貞一君、御起立ください。

厳重注意文。

青山議員は、平成 30 年 6 月 21 日に開催された議会改革特別委員会において、不適切な発言及び委員長への許可なく委員会を途中退席したことは、町民全体の代表者としての品位と名誉を損なう行為であり、養老町議会議員政治倫理条例第 3 条第 1 項第 1 号の政治倫理基準に違反する行為である。このことは、議員の職分を鑑み、まことに遺憾である。

よって、養老町議会議長として、青山議員に対し、今後の議員活動を行う上で、その品位と名誉を保つよう強く求めるものであります。

なお、議員の主張や意見は、委員会や議会において、議員間での議論を深めることが議員としての職務であり、職責であることを申し添えます。

平成 30 年 9 月 12 日、養老町議会議長 大橋三男。

以上です。御着席ください。

これに対しまして、青山議員より、謝罪要求の措置に対して謝罪の申し入れがありましたので、発言を許可したいと思います。

青山貞一君、演台で。

○12番（青山貞一君） ただいま議長より報告ありましたように、6 月 21 日の議会改革特別委員会におきまして、冒頭、委員会の進め方について委員長と意見がかみ合わず、私、途中で退席をいたしました。まことに不適切な行動であったと反省をしております。

今後は、より一層議員活動を誠実に進めてまいりたいと、こんなふうに思っておりますので、今回の件は、まことに申しわけありませんという気持ちでいっぱいです。

どうも申しわけありませんでした。

○議長（大橋三男君） それでは、次に常任委員長の報告をいたします。

総務民生委員会におきまして、9 月 6 日付、青山貞一議員の委員長辞任届を受けて、同日開催の委員会にて辞任を許可し、新委員長に水谷久美子君が選任されましたことを御報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いします。

養老町長。

○町長（大橋 孝君） 皆さん、おはようございます。

本日は、足元の悪い中、平成30年第3回定例議会を開催するに当たり、議員各位には、何かとお忙しい中を御出席いただきましてまことにありがとうございます。

まず、この7月の豪雨により亡くなられた200名を超える方々、そしてまたこの先週、北海道での地震で亡くなられた40名を超える方々に、心から御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

ことしは、冬の福井豪雪と言われる寒さから、7月には、先ほど言いました豪雨、そして災害ともと言われる酷暑、そして逆走台風、そしてこのまた地震と、また台風21号ということでございます。

台風21号につきましては、風台風ということでありましたけれども、町内において大きな被害はなかったわけですけれども、100件を超えるさまざまな報告も受けております。中には、小学生の子が、ガラスの破片が首に当たって、多量の出血で救急車で運ばれたというようなケースもございました。このように、災害というのは必ずいつも来るんだというような心構えでいなければならない、そういった異常気象が続いております。

これから町民に対しても、やはり自分の身は自分で守る自助、そしてお互いに守りあう共助というものをしっかりと御理解いただき、我が町にもし災害があったときには一人の犠牲者も出さない、そういった覚悟で臨んでいきたいと、それがまた施策の中の第一の重要施策になるのではないかと考えております。

議員各位におかれましても、この件について何かと御尽力賜りますよう、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

本定例会につきましては、17の議案を提出させていただいております。どうか慎重審議、よろしくお願いを申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 町長の挨拶が終わりました。

---

○議長（大橋三男君） 次に、日程第4、認定第2号から日程第13、認定第11号までの10議案は、本日は一括議題として上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第4、認定第2号 平成29年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第13、認定第11号 平成29年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの計10議案を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま一括上程を賜りました認定第2号 平成29年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第11号 平成29年度養老町後期高齢者医療特

別会計歳入歳出決算認定について、その概要を順次説明をさせていただきます。

初めに、11ページの一般会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額107億6,738万2,000円、歳出総額104億6,887万円で、歳入歳出差し引き2億9,851万2,000円となっておりますが、このうち翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きますと、実質収支は2億8,578万4,000円となりました。前年度に比べて、歳入は1億32万6,000円の減、歳出は1億4,396万7,000円の減でございます。

歳入のうち、一般財源である町税につきましては、固定資産税の増収などにより、対前年度比500万3,000円増の34億8,935万円で、わずかながら増収となり、また地方消費税交付金につきましても、対前年度比869万7,000円増の4億9,263万3,000円となりました。しかしながら、地方交付税につきましては、対前年度比5,502万4,000円減の21億9,701万5,000円となりました。

次に、国庫支出金につきましては、社会資本整備交付金、保育所運営費負担金（私立分）、地方創生推進交付金などであり、対前年度比としては、1億9,684万3,000円減の9億2,964万1,000円となりました。

次に、県支出金につきましては、福祉医療費助成金（重度心身障害者分）、多面的機能支払交付金事業補助金などであり、対前年度比としては、2億2,434万3,000円減の7億9,309万7,000円となりました。

次に、繰入金につきましては、一般財源の減収などに伴い、対前年度1億6,623万2,000円増の4億3,298万2,000円となりました。また、地方債につきましては、保健体育債などの町債発行額の増によりまして、対前年度比1億110万円、11.49%増の9億8,110万円となりました。

次に、調定額のうち4,436万4,000円を不納欠損処分いたしました。このうち町税については4,167万9,000円、前年度に比べて1,431万2,000円の増であります。住宅使用料の不納欠損の減により、全体としては、前年度に比べて651万5,000円の増でございます。

また、収入未済額につきましては、町税、使用料などで3億7,674万1,000円でございます。そのうち町税が3億1,943万1,000円で、前年度に比べて3,311万2,000円の減額とはなりましたが、財源の確保と公平性の見地から、引き続き徴収の強化に努めていかなければならないと考えております。

次に、歳出についてでございますが、目的別に構成比の高い経費から見ますと、民生費36億3,334万6,000円、構成比34.7%、総務費13億6,245万8,000円、構成比13.0%、教育費13億1,692万2,000円、構成比12.6%となっております。

また、事業費の大きいものとしましては、体育施設整備事業、養老改元1300年プロジェクト事業、児童発達支援事業所建設事業（養北）などがございます。

以上が、一般会計決算の概要でございます。



次に、104ページの国民健康保険特別会計についてでございますが、歳入総額45億90万3,000円、歳出総額39億9,039万7,000円、歳入歳出差引額が5億1,050万6,000円となりました。

歳入については、国庫支出金、基金繰入金等は減額となりましたが、前期高齢者交付金、繰越金等の増加に伴い、1億2,109万7,000円の増となりました。また、国民健康保険税については8億1,587万3,000円となり、前年度に比べ2,878万7,000円の増となりました。それから、不納欠損額が2,411万6,000円、収入未済額が2億4,344万7,000円となっており、町税と同様に、できるだけ少なくなるよう進めてまいりたいと思っております。歳出については、医療費の減少に伴う保険給付費、共同事業拠出金等の支出の減少により1,484万3,000円の減となりました。

次に、127ページの簡易水道特別会計でございます。

歳入総額3,018万3,000円、歳出総額1,317万6,000円、歳入歳出差引額が1,700万7,000円となりました。歳入については、繰越金等の増額により78万円の増となりました。歳出については、工事請負費等の減額により、前年度に比べて435万7,000円の減となりました。

次に、136ページの食肉事業センター特別会計でございます。

歳入総額1億3,423万8,000円、歳出総額1億3,417万6,000円、歳入歳出差引額6万2,000円となりました。歳入については1,002万6,000円の減で、歳入のうち事業収入につきましては7,189万円で、前年度に比べて468万3,000円の減となりました。歳出については、528万円の減となりました。

次に、149ページの住宅新築資金等貸付特別会計でございます。

歳入総額6,011万円、歳出総額630万5,000円、歳入歳出差引額5,380万5,000円となり、主に貸付金の元利収入をもって公債費の償還を行っているものであり、法的措置についても順次進めております。

次に、158ページの公共下水道事業特別会計でございます。

歳入総額3億5,782万7,000円、歳出総額3億4,722万8,000円、歳入歳出差引額1,059万9,000円となりました。歳入については634万5,000円の増となり、歳入のうち下水道使用料は9,982万9,000円で、また不納欠損額は38万9,000円、収入未済額は1,769万3,000円でございます。歳出については、総務費及び処理場管理費の増額により、前年度に比べ664万円の増となりました。

次に、171ページの農業集落排水事業特別会計でございます。

歳入総額3,133万3,000円、歳出総額2,818万4,000円、歳入歳出差引額314万9,000円となりました。歳入については130万5,000円の増となり、歳入のうち農業集落排水使用料は724万5,000円で、収入未済額は27万4,000円でございます。歳出については、前年度とほぼ同額でございます。

次に、182ページの介護保険事業特別会計でございます。

歳入総額29億696万円、歳出総額26億9,732万6,000円、歳入歳出差引額2億963万4,000円となりました。歳入の合計は、前年度に比べて2億3,625万6,000円の増でございます。歳入のうち介護保険料は5億7,526万6,000円で、950万9,000円の増でございます。また、不納欠損額は606万円で、収入未済額は1,487万3,000円でございます。

歳出は、前年度に比べて1億8,024万7,000円の増となり、歳出のうち保険給付費が5,296万7,000円の増で、24億3,671万9,000円となりました。

次に、205ページの介護サービス事業特別会計でございます。

歳入総額1,517万3,000円、歳出総額1,440万4,000円、歳入歳出差引額76万9,000円となり、前年度とほぼ同額となりました。

最後に、214ページの後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入総額3億1,342万5,000円、歳出総額3億1,247万円、歳入歳出差引額95万5,000円となりました。歳入については、前年度に比べて1,479万9,000円の増となり、歳入のうち後期高齢者医療保険料は、前年度に比べて1,018万4,000円増の2億1,038万3,000円で、不納欠損額は38万2,000円、収入未済額は323万1,000円でございます。歳出については、1,479万7,000円の増となりました。

以上で、一括上程されました認定第2号から認定第11号までの決算の認定についての概要説明とさせていただきます。

一般会計の詳細につきましては、担当部長に補足説明をさせますので、十分御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 田中総務部長、補足説明。

○総務部長（田中信行君） それでは、私のほうから一般会計について補足説明をさせていただきます。

まず、5ページの歳入につきましては、合計で107億6,738万2,222円、前年度に比べて1億32万5,882円の減でございます。

最初に、一般財源であります町税につきましては、500万3,658円増の34億8,935万359円となり、そのほかの一般財源であります地方消費税交付金も869万7,000円増の4億9,263万3,000円となりましたが、地方交付税については、5,502万4,000円減の21億9,701万5,000円となりました。

次に、国庫支出金につきましては、1億9,684万3,000円減の9億2,964万504円で、内訳としましては、社会資本整備総合交付金9,531万7,000円、保育所運営費負担金8,113万1,000円、地方創生推進交付金5,004万円などでございます。

次に、県支出金につきましては、2億2,434万3,000円減の7億9,309万6,596円で、内訳としましては、福祉医療費補助金1億3,295万2,000円、多面的機能支払交付金事業補助金8,264万4,000円などでございます。

次に、寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金が増加したことなどにより、9,346万8,000円増の1億1,963万9,000円となりました。

次の基金繰入金については、一般財源の減収などに伴い、1億6,623万2,000円増の4億3,298万2,000円で、内訳としましては財政調整基金繰入金2億4,000万円、減債基金繰入金3,500万円、まちづくり整備基金繰入金9,721万6,000円などでございます。

次に、地方債につきましては、1億110万円増の9億8,110万円で、内訳としましては、臨時財政対策債4億5,570万円、保健体育施設整備事業債1億9,550万円、児童福祉施設整備事業債1億2,790万円などでございます。

次に、歳入の調定額のうち4,436万3,925円を不納欠損処分しましたが、この内訳につきましては、町税が4,167万9,135円、コミュニティプラント使用料1万5,450円、住宅使用料266万9,340円でございます。不納欠損額につきましては、前年度に比べて651万4,930円の増でございます。

また、収入未済額につきましては、町税負担金、使用料、手数料、財産収入で、合計で3億7,674万723円でございます。そのうち町税が3億1,943万503円で、前年度に比べて3,311万1,827円の減となっております。

次に、9ページの歳出でございますが、合計で104億6,886万9,524円となり、前年度に比べて1億4,396万7,628円の減でございます。

歳出の主なものとしましては、体育施設整備事業2億6,972万6,760円、養老改元1300年プロジェクト事業1億7,683万4,893円、児童発達支援事業所建設事業1億2,044万3,545円、多面的機能支払交付金事業1億1,372万2,356円などでございます。

翌年度繰越額は、繰越明許費が2億4,773万3,000円、事故繰越が696万4,000円で、そのうち一般財源については、繰越明許費が576万4,000円、事故繰越が696万4,000円でございます。

次に、地方財政状況調査のいわゆる決算統計でございますが、普通会計から見た財政指標ですが、確定数値ではなく速報数値になりますので、御了承をお願いしたいと思いますが、経常収支比率については、前年度に比べて0.7%上昇し、88.7%となりました。これは、町税や地方消費税交付金の微増により、経常的一般財源等は増加したものの、普通建設事業費の減少による事業費支弁額の減少等に基づく人件費の増加や公債費等の増加に伴う経常的経費充当一般財源等の増加によるものです。

次に、普通会計の地方債残高は、後年度に地方交付税に算入される臨時財政対策債の残高が引き続き増加していることなどにより、前年度に比べ2億2,758万2,000円増の101億1,024万7,000円となりました。また、健全化判断比率及び資金不足比率についてですが、実質公債費比率が対前年度比0.2%減の7.7%、将来負担比率は8.6%増の90.6%となり、指標としては特に問題のない数字となっております。

以上で、一般会計決算の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は決算特別委員会を設置し、その委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 一般会計の不納欠損についてをちょっとお尋ねいたします。

先ほどの説明の中で、一般会計の不納欠損が600万円ほど増加をしておるといようなことですが、特に不納欠損する場合は、倒産、自己破産、また滞納している方が死亡された場合、これを相続放棄された場合はやむを得ませんが、普通に生活をしていて滞納されておるような方が多々あります。

そういうような中で、養老町の29年度の差し押さえの件数、そして差し押さえの内容、どのような内容を差し押さえしているかをお尋ねいたします。

○議長（大橋三男君） 西川税務課長、答弁。

○総務部税務課長（西川敏明君） ただいまの松永議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

29年度の差し押さえの件数でございますが、全体で80件ということでございます。内訳といたしましては、国税の還付金が11件、債権といたしまして、給与が2件、年金が2件、預貯金が51件、生命保険が13件、賃借料1件ということでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） ただいま説明を受けた中で、養老町の場合、動産・不動産はやっていないというような回答でございますが、私が調べました東京都狛江市でございますが、徹底的な差し押さえをやっておりまして、徴収率、平成29年度の現年分で99.8%、過年度分も含めて99.6%というような驚異的な徴収率を誇っております。これは、この市が8年ほど前から徹底的な差し押さえをして、特に給与の差し押さえを8年間で100倍に持っていったというようなことで、給与の差し押さえについては4分の1しか残りません。4分の3は本人が取得できる金額でございますので、生活には事欠きません。ぜひ養老町も、給与を2件やっておるといようなことでございますが、これも含め、しっかりとやっていただきたい。

そして、これは町長にお尋ねをいたしますが、近隣市町の滞納、そして不納欠損の金額を私は調べました。滞納につきましては、垂井町は、ほぼ人口が養老町と拮抗してお

りますが、養老町の収入未済額が4億1,000万、垂井町は9,900万、約4分の1でございます。そして不納欠損につきましても、私が調べました資料の中において、養老町の場合、人口1人当たり1,366円、不納欠損の金額でございますが、近隣の市町、約4分の1ぐらいの不納欠損の金額でございますので、養老町は差し押さえをもっとしっかりやっていたらいいと思いますが、町長の見解を求めます。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 松永議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

徴収率を上げるために、庁内でもいろいろと議論をするわけでございます。そんな中で、給与の差し押さえというのが、一番効果があるということは十分に承知をいたしております。給与の差し押さえということになりますと、勤務先に滞納の事実が知れるとか、債権差し押さえ通知書が勤務先に行くとかというようなことがございまして、個人的な中傷と、言葉がちょっと見当たりませんが、非常に社会的にも影響を受けるというようなことで、現在なるべく給与についてはしない、そのかわり保険金であったり、そういったものについて差し押さえをしているわけでございます。

御質問のとおり、養老町、大変未済額も、そして不納欠損も多いという事実で、徴収推進室をつくったりしながら徴収の増加に向けてまいりました。少なからぬ効果はあったと思っておりますけれども、それでも、これだけの多額の不納欠損等が起きるということになれば、これから給与の差し押さえ等も考えていかなきゃならないのかなという思いで今はおります。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 特に、不納欠損は5年を経過したら自動的に欠損になります。

欠損にする前に、多額の不納欠損をする場合はぜひ臨戸をしていただいて、本人に相談をしていただいて、少しでも差し押さえをすれば時効が中断し、新たに5年の期間が延長いたしますので、ぜひそういうような努力をしていただいて、税務課員は徴税吏員という資格を持っております。警察より強い権限を持っております。調査権、差し押さえ権がございまして、ぜひそれを実行していただいて、養老町民のために不納欠損を少なくして、町税を上げる努力をしていただきたいと思います、そのようにお願いをいたしておきます。

○議長（大橋三男君） 返答は要りませんか。

○10番（松永民夫君） はい。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 9番 田中敏弘君。

○9番（田中敏弘君） それでは、一般会計の関係で3点についてお伺いします。

まず1点目としては、養老改元から1300年目の節目の年である平成29年を、養老町がさらに発展・飛躍する契機と捉え、県内外の交流人口の拡大や地域活性化を図るため、地域住民や各種団体、事業者等の協働による養老改元1300年祭を開催され、本年3月19日、全協において、養老改元1300年祭本祭の総括と今後の展望として、集客数は19万8,000人、経済波及効果は7億6,200万円、就業誘発効果は88人、広報・パブリシティ効果は約2億900万円あったと報告を受けたところですが、この成果、盛り上がりや100年先へつなげていくために、幹部職員の英知を結集し、さらなる施策を継続的に展開されるよう求めたいと思います。1300年祭から学ばれた収穫はたくさんあったと思いますが、守りの姿勢ではなく、攻めの姿勢で何事にも挑戦していかなければ道は開かれないと思っています。この件に対しては、総務部長にコメントをいただきたいと思っています。

2点目として、平成29年の施政方針の輝く人のまち【人】の関係の学校教育についてであります。

養老町教育大綱に基づき、養老町で子供を育ててよかったと誰もが実感できる教育を進めてまいります。そして、コミュニティ・スクールについては、平成29年度においては全ての小・中学校を指定し、学校と地域が一体となり、子供たちの成長を支えていくとうたっておられます。将来のまちづくりの担い手となる子供たち、人づくりとの観点から重要施策と思いますが、教育長にこのことについて総括を求めます。

3点目として、活力のあるまち【基盤】の中で、観光についてであります。

養老公園玄関口である養老鉄道養老駅に案内所を新設し、名所案内するコンシェルジュを配置されました。事業の評価を求めます。

以上、3点についてお伺いいたします。

○議長（大橋三男君） 田中総務部長、答弁。

○総務部長（田中信行君） ただいまの田中議員の御質問にお答えいたします。

養老改元1300年の成果を生かした今後についてということでございますが、まず養老改元1300年祭本祭につきましては、先ほど質問にもありましたが、議会全員協議会において総括と今後の展望として御報告をさせていただいております。集客数、経済波及効果、広報・パブリシティ効果は、議員の御質問にもございましたが、非常に高い効果を得たのではないかと考えております。さらに、その報告の中で課題とその対応についてもお示しをさせていただいておりますが、養老公園をメイン会場とした場合、臨時駐車場の確保や効果的な交通誘導、公共交通機関の利用促進、ボランティアの活用等、今後継続する事業の中では、これらの課題もあわせて検討していかなければならないと考えております。

また、養老のブランドイメージやインフラ環境をもとに、地場産業の振興、移住・定住の促進につながる環境の向上や安心・安全の確保、雇用の充実のための事業を町民との協働の力で継承しながら、次に向けて実施していくことが必要であるというふうに認

識しております。

また、2015年に実施されました国勢調査によりますと、養老町の人口も公表されておりますが、大変少なくなっております。今後の人口推移を見ても非常に厳しい数字が予想されておりますので、危機感を持って人口減少に取り組んでいかなければならないと考えております。

それで、これらに対応するため、定住・移住や子育て支援の施策や各種事業、その具体的な取り組みについて全職員から提案を現在もらったところでございまして、現在、精査中ということでございます。今後、部課長会の中や、今年度設置いたしました養老町まちづくり計画等策定プロジェクトチーム会議においても議論を重ね、計画への反映、事業の実現に向けて進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 並河教育長、答弁。

○教育長（並河清次君） コミュニティ・スクールの総括について、田中議員の質問に答えさせていただきます。

次の4点で答えさせていただきます。指定について。2点目は、教育委員会としての評価について。3点目は、成果と課題について。学校からの報告を受けてということですが。最後に、今後の方向についてお話しさせていただきます。

まず、初めにコミュニティ・スクールの指定に関しましては、昨年12月、平成29年12月の高田中学校の指定をもって、町内全小・中学校のコミュニティ・スクールの指定が終わりました。

次に、コミュニティ・スクールとして指定したことに関しての教育委員会としての評価ですが、地域差が実はあるんですけれども、全体としては、地域の子供は地域で育てていこうという気風が高まってきているというふうに考えております。支援サポーターの数もふえてきており、地域自治町民会議の中にしっかりと位置づけていただいている地域もあり、住民こぞって子供を育てていこうとしていただけているように感じております。

3点目に、学校からの報告をもとに、成果と課題について話させていただきます。

まず、これまでの成果としましては、地域の方々の受けとめ方としましては、区長さんや公民館長さん方に、コミュニティ・スクールの活動が地域を活性化する足がかりとなると喜んでいただいている。地域に積極的に子供が出てくることによって地域や保護者との連携が進むことにつながり、子供を中心とした地域と保護者を結びつけることにもなっているというふうです。

地域住民や協議会委員の意識に関しましては、学校運営協議会の委員の方々に自分たちが学校運営にかかわっているという意識を持っていただけるようになった。学校に要望や意見を言うという姿勢から、自分たちができることをやっという、会議だから学

校に行くのではなく、時間があるから学校の様子を見てみようという姿勢に変わりつつある。

そして、支援サポーターに関しましては、学校支援サポーターの方を中心に、学校のために、子供たちのためにできることはないかという気持ちで、たくさんの地域の方が今まで以上に学校を組織的に応援してくださるようになった。それから、リーフレットを作成し、全戸に配付することによって、より多くの方にコミュニティ・スクールを理解していただけて、ボランティア登録者数が多くなった。

それから、児童・生徒の姿につきましては、ふるさと学習等で地域の方々との触れ合いの中で、地域の方々から自分たちが大切に思われているということを実感することができるようになった。地域講師によるふるさと学習を多く仕組むことによって、ふるさとを知り、ふるさとに愛着を持てる児童が多くなった。子供の挨拶が返ってくるようになってきて、成果が出ているというような報告をいただいております。

次に、課題ですが、住民にはまだまだ温度差があるので、より一層啓発していく必要がある。学校支援サポーター登録へのハードルを下げ、誰でも気軽に参加できるシステムを構築していく必要がある。学校運営協議会の役員は、充て職の方が多く、他の役員と重なっている方が多いので、メンバーの人選を考えていく必要がある。地域住民やサポーターへ、さらなる情報発信をしていく必要があるということでした。

最後に、今後の方向につきましては、地域とともにある学校、学校と地域が一体となり、子供の成長を支えていくという考えを一層広めていくとともに、そのための体制を整えていきたいというふうに考えております。

具体的には、今年の教育振興大会で2校の実践発表をしてもらいました。各地域でどのようなことをやっているのかわからないので、交流をすることによって各地域の活動内容を広めていきたい、深めていきたいということで行いました。ことしも、11月10日に教育振興大会を行います。そのときは、笠郷小学校と東部中学校の実践の発表をしてもらいます。

もう一つ、今後の方向として、学校支援サポーターの方とコミュニティ・スクールとの効果的な連携、協働のための方策について、一緒に考えていきたいなあというふうに思っています。サポーターとコミュニティ・スクールとのつなぎなんですけれども、それについて、実はこれが11月10日のポスターですけれども、この教育講演会の講師として、今お話しした内容について、演題ですけど、「養老町の未来を託す 地域づくりをどう構築するか ～コミュニティ・スクールと協働本部の一体化をめざして～」と題して、愛知県地域学校協働本部推進会議委員の梶村さんをお呼びして、お話を聞く予定をしています。さらに一歩進めていきたいというふうに考えています。

最後に、地域自治町民会議との関連ですけれども、上多度、笠郷、広幡地区では、地域自治町民会議の教育部会として、コミュニティ・スクールを位置づけていただいております。



り、地域ぐるみで子供の教育にかかわっていただいております。上多度地区では、文化教育商工部会の活動として、ふるさと学習プロジェクトというのを計画していただいております、笠郷地区では、教育・文化・商工部会で、学校、家庭、地域が一体となって子供を育てることに取り組んでいただいております、広幡地区では、文化・教育部会の重点的な取り組みとして、コミュニティ・スクールで3世代交流を目標に掲げて進めていただいております。

地域自治町民会議が広がり、コミュニティ・スクールを地域活動にしっかりと位置づけていただき、地域の子供は地域みんなで育てていこうという気風が一層広がっていくことを強く願っております。以上です。

○議長（大橋三男君） 大倉企業誘致・商工観光課長、答弁。

○産業建設部企業誘致・商工観光課長（大倉 修君） それでは、田中議員の3点目の観光案内所につきまして、私のほうから回答させていただきます。

養老駅観光案内所につきましては、平成29年度から養老町観光協会に委託し、土・日、祝日の午前9時から3時まで案内人を1人配置しております。平成29年度におきましては、4月から12月、また本年3月の10カ月になりますけれども、案内所を96日開所し、案内を実施いたしました。案内人は、ホームに電車が到着するたびに改札口でお迎えをし、目的や目的地をお伺いしながら無料シャトルバスに御案内をし、バスが出発するときには手を振ってお見送りしていただくようにしていただいております。

観光客の皆さんからの問い合わせといたしましては、養老の滝や養老天命反転地への行き方、また所要時間、食事の場所ですとか、トイレなど、さまざまございますけれども、そうしたお問い合わせに対して親切にお答えすることで、養老町にお越しいただきました皆様におもてなしができるようになったのではないかとというふうに考えております。

案内所につきましては、引き続き情報の収集ですとか、観光案内人の資質の向上に努め、さらなる充実を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 9番 田中敏弘君。

○9番（田中敏弘君） それぞれの立場で意気込みが伝わってきましたが、いずれにしても、いろんな施策はエンドレスでございますので、今後さらなる奮起を促して、質疑を終わります。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） それでは、3点で総括質疑をさせていただきたいと思っております。

まず1点目は、町債についてです。

新年度予算では、臨時財政対策債に5億1,000万円、児童福祉施設整備事業債で2億9,100万円、地方道路など整備事業債で1億1,630万円、体育施設整備事業債で1億5,900万円を計上し、総額で前年比59.2%増の12億3,170万円を計上いたしました。

決算においては、先ほども説明がありましたように、収入済額9億8,110万円で行いました。普通債において、予算計上の段階で、発行可能限度額に対してどのように見積もったのかについてお尋ねをしたいと思います。

2点目は、平成29年度の町長の施政方針の中で、養北認定こども園の建設事業がございました。平成30年度の開園を目指し、事業者に対して補助を行い、保育環境の整備を進めてまいります。また、この施設には地域子育て支援室と病後児保育が併設される予定であり、子育て世代の育児不安の解消や多様な保育ニーズに対応してまいりますと施政方針で高らかに述べられましたが、この事業は、事業者との協議が町の不手際で事業者に変な迷惑をかけたと私は思っています。また、この施政方針に対して、結果的には、養北認定こども園は30年度には開設できませんでした。これらに対して町長はどのような総括をされ、この経験を新年度の町政運営の中にどう生かしていくのか、お尋ねしたいと思います。

3点目は、今、非常に問題になっております障害者雇用率水増し偽装問題でございます。法定雇用率、2017年6月1日現在で、国や地方自治体は2.3%と承知をいたしております。同じく2017年6月1日の実雇用率が、国2.50%、都道府県2.65%、市町村2.44%と報告し、その後、水増しが相次いで発覚したというふうに認識しておりますが、当町の平成29年度における職員の障害者雇用率についてお尋ねをいたします。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 水谷議員から3点について御質問いただきましたが、私は2点目の養北認定こども園についてのお答えをさせていただきたいと思います。

当初、民間の方に請け負っていただいて、開園をしていただくということで予算化をしたところがございます。反省点としては、前にも述べさせていただいたことがございますけれども、しっかりと事業者との間で認識を一緒にして、覚書等をきちっと調べておかなければならなかったという大きな反省点がございます。そういった意味で、これから各事業、民間の協力をいただくことが多くなるかとも思いますけれども、そういった場合においても、きちんと両者との意見の取りつけといいますか、そういったものはしておかなければならないというふうに考えておるところでございます。

開園が2年ほどおくれたということで、大変地元の方々の期待を裏切るような結果にもなりましたけれども、今後は、しっかりとそういった面において話し合い等しながら進めていきたいと考えております。以上でございます。

あと2点につきましては、それぞれ担当課のほうで答えをさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 田中総務部長、答弁。

○総務部長（田中信行君） ただいまの水谷議員の地方債関係について、御回答を申し上げます。

地方債の予算計上についてどのようにやっているか、限度額についてはどのように計算してやっているのかというようなことですが、地方債の限度額については、先ほど質問にはございませんでしたが、臨時財政対策債については、普通交付税算定において国から発行可能額が示されますので、前年度の発行可能額を参考にして予算を計上しております。また普通債、いわゆる事業債でございますが、各事業、いろんな事業がございますので、それぞれ起債対象経費を算出しまして、それに対して充当率を乗じまして、計算した額で予算計上しているということでございます。

最終的に借り入れの場合については、実際の事業費が固まってからですので、当初予算の計上額とは若干の相違が出てくるということでございます。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） 先ほどの3つ目の水谷議員の御質問に回答をさせていただきます。

本町におけます障害者雇用の雇用率についてですが、町長部局におきましては2.06%、教育委員会部局につきましては2.44%ということになっております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 先ほども出ておりますように、人口減、毎年500人くらい養老町の人口が減っていくと、また少子・高齢化という中で、町債、町の借金をどのように考えていくのかということも非常に町長の財政運営の中の大きな争点になると思うわけですが、改めて町債の発行についての町長の見解を求めておきたいと思っております。

それから、障害者雇用の関係ですが、2.06、2.44ということで、法定雇用率に達しているのかどうかということですが、国や自治体は、毎年6月1日現在の雇用状態を発表し、未達成の場合は障害者の採用計画を作成しなければならないというふうに承知をしておりますが、養老町においても、これは行っているのかどうかについてお答えをいただきたいと思っております。

それから、養北認定こども園の関係におきましては、事業者の件は町長のほうから答弁ありましたけれども、施設に併設される当初の病後児保育室が、土地だけ確保してというようなことで、まだファジーな形で、町のほうからいついつまでというふうなことは聞いていないわけですが、病児・病後児保育、女性が働く中で、非常に子育てと両立していく大切な病後児保育ということがありますし、近隣市町でも、この病児・病後児保育に非常に力を入れて、子育て世帯を応援しているという自治体が多いわけですので、この施設の併用、当初を変更したということに対する町長の見解を求めておきたい

と思います。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） まず1点目の町債についてでございますけれども、事業を行う上で、借り入れというのは当然発生してくるわけでございますけれども、その事業そのものが、将来に向かって必ず役に立つものであるということで事業は行っているわけでございますけれども、どうしても必要な施設の修繕等も発生をいたしますし、また、逆に未来に向かっての投資といいますか、未来に必ずいい形で戻ってくるというような事業、それから安心・安全に関するものについては、しっかりと今必要なものとして事業化していかなければならないというふうに考えております。

それから2点目にですけれども、養北認定こども園の病後児保育についてでございます。当初民間における場合は、民間のほうでやっていただけるということでございましたけれども、諸事情によって町のほうで運営するというところで、人員等の問題等もございまして、いつまでというふうにここで申し上げられませんが、やがてはそういったものも開設できるような形で設計もしてあるということでございますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（大橋三男君） 中島総務課長、自席で答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） 先ほどの水谷議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

先ほど、町長部局につきましては2.06%、教育委員会部局につきましては2.44%ということで申し上げましたが、こちら、この30年4月1日から法改正がされて、地方公共団体につきましては、法定雇用率が2.3%から2.5%ということで改正がされております。町長部局と教育委員会部局のほうを合わせまして、数字的には2.21%が実際の雇用率となっております。目標の法定雇用率の2.5%の数字には下回ってはいるんですが、実際にこちら法定雇用率に達成する基準値の算定式というのがございまして、その数式に当てはめると、この2.21%が2.5%の法定雇用率に達成するには1人に満たない人数で、達成しているということになりますので、数字上は2.5%に達成しているという形になります。

実際に、こちらの職員採用試験におきましても、一般行政職の職種のほうで、障害のある方も含むという形で今募集のほうをしておりますが、今後につきましては、こういった障害枠という枠を設けた上で採用するというのも視野に入れていきたいと考えております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 本会議の挨拶の冒頭、町長は、ことしの夏は災害酷暑だというふうな表現もされました。新年度におきましては、池辺、日吉、養北、笠郷、高田、

広幡、6校で小学校にエアコンを設置するという方針も打ち出されており、保護者にとっても、来年は涼しいところで学べるというふうなことで安心感が広がっているところですが、エアコンに限らず、国は非常に有利な交付金のメニューを発表します。国や県のそういう有利な交付金をいち早く入手して、行政対応を速やかにするというふうなことを、ぜひアンテナを高くして国や県の動向を察知して、町行政に生かしていただきたい、そのことを強く要望しておきたいと思います。

また、障害者雇用については、2.5%で達しているという答弁でございましたが、それは手帳に基づく雇用率なのか、その点を確認しておきたいと思います。

○議長（大橋三男君） 中島総務課長、自席で答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） 今の水谷議員の御質問ですが、全て手帳に基づいた確認ということで雇用率のほうはなっております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 2番 岩永義仁君。

○2番（岩永義仁君） 29年度は、1300年祭が行われた年です。一般質問に対しても、相当額の経済効果があったと答弁されたのを記憶しております。当然、この効果は現在の町内の随所にあらわれていることだろうと思われませんが、本当に多額の予算を投入したこの事業の結果、現在、町内がどのようなことになっているか、それぞれ各課の視点からお答えくださいと、本来であれば各課長全員からお聞きしたいところではありますが、せつかくの部制ですので、部長からそれぞれ所管する課の視点でお答えいただきたいと思います。

住民福祉部長、産業建設部長、最後に総務部長の順番で、じゃあお答えいただきたいと思います。

○議長（大橋三男君） 久保寺住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） ただいまの岩永議員の御質問ですけど、ちょっと資料等、詳しいものを持ち合わせておりませんが、昨年、いろいろな事業を通じて、地域の住民さん方と協働でということで立ち上げまして、その当時、私は教育委員会におりましたけれども、教育委員会に限らず、今の私どもの部でいきますと、今のこども園ですとか、そういった園児から保護者を含めた感じで、町の活性化ということで、昨年いろいろな事業に参加されて、そういった町を盛り上げるといった機運が高まっているのではないかと考えております。そういった機運を今後も継続するように、いろいろな事業で、住民参加によって町を発展させる施策のほうに取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（大橋三男君） 田中産業建設部長、答弁。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） 産業建設部関係でございますが、まず水道課

におきましては、水道事業ということで、特に効果というものはないというふうにご考えております。

そのほかにつきましては、まず建設課におきましては、やはりインフラ整備ということで、10月22日の養老インターチェンジ、そしてことしに入りますけれども、スマートインターチェンジの開設ということのインフラ整備に尽きるのかなあというふうにご考えております。

また、商工観光と農業振興につきましては、肉まつりが大盛況であったと、これが一番主なものかなあというふうにご考えております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 田中総務部長、答弁。

○総務部長（田中信行君） ただいまの岩永議員の御質問にお答えいたします。

先ほど田中議員からも御質問がございまして、1300年祭の成果を踏まえた今後についてということで御質問があったわけで、御回答させていただいたところございまして、効果については先ほど申し上げましたが、そのほかにも、次の時代を担う児童・生徒が地域の日に多く参加したり、地域の日事業では町内全ての地域でイベントが行われておまして、地域の中で、自分たちで企画されてやられたということで、そちらのほうが地域間の連携や地域運営につながっていくというふうにご考えておりますし、先ほど産業建設部長からもございましたが、インフラの整備がかなり進んだということで、町内の現状としてはそういったようなことではないかというふうにご考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 2番 岩永義仁君。

○2番（岩永義仁君） 昨年度の盛り上がりはどこへやらというような雰囲気、今年度になってから非常に感じるわけですが、あれだけの大きな事業をやった後ですので、燃え尽きのような気分になる、そんな雰囲気もわかりますけれども、ぜひ養老町発展の起爆剤にすべき事業であったので、今年度、そして次年度、さらに先へ向かって継続できるものは継続し、そういう雰囲気をつくりつつ、町政を進めていただきたいと思いますので、この程度で終わりにします。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りをいたします。

日程第4、認定第2号から日程第13、認定第11号までの10議案については、9人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、日程第4、認定第2号から日程第13、認定第11号までの10議案については、9人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたします。

お諮りをいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会に、地方自治法第98条第1項の権限を委任することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委任することに決定をいたしました。

---

○議長（大橋三男君） それでは、日程第14、選任第7号 決算特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案は、委員会条例第7条第3項の規定により、議会において選任することになっており、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがいまして、決算特別委員会委員には、私が指名します。

13番 水谷久美子君、12番 青山貞一君、10番 松永民夫君、9番 田中敏弘君、7番 早崎百合子君、5番 三田正敏君、3番 長澤龍夫君、2番 岩永義仁君、1番 北倉義博君、以上の9人を指名することにいたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員には、ただいまの9人を選任することに決定をいたします。

ここで暫時休憩といたします。再開時間は後でお知らせをいたします。

なお、休憩中に決算特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。委員会は4階の北委員会室にてお願いをいたします。

傍聴者の皆様は、4階大会議室にてお茶の用意をいたしておりますので、御利用ください。

（午前10時58分 休憩）

（午前11時13分 再開）

○議長（大橋三男君） それでは休憩を解き、再開をいたします。

休憩中に決算特別委員会が開催をされました。その結果について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、9番 田中敏弘君。

○決算特別委員長（田中敏弘君） 決算特別委員会の報告をいたします。

ただいまの休憩中に、委員全員出席のもとに決算特別委員会を開催しました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には、不肖私、田中敏弘が指名推選により、副委員長には三田正敏委員が委員長指名により選任されました。

もとより微力な私ではございますが、委員各位の御協力をいただきながら、平成29年度一般会計及び各特別会計の決算審査を行いたいと存じます。

なお、審査に当たっては、議会が決定した予算が町民のためにどう施策展開され、町民の立場から、1年間に実現された主要施策がどんな意味を持っていたのかを総括し、新年度の予算議会につなげ、生かしていきます。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

○議長（大橋三男君） 決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

---

○議長（大橋三男君） 次に、日程第15、議案第52号及び日程第18、議案第53号から日程第21、議案第56号までの5議案は、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみを行います。

日程第16、同意第8号及び日程第17、同意第9号の2議案は、同意の人事案件につき、逐条上程後、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論は省略することとし、採決を行います。

それでは、日程第15、議案第52号 養老町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第52号 養老町税条例等の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律が、平成30年3月31日に公布されたことに伴い、養老町税条例等の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋三男君） 西川税務課長、補足説明。

○総務部税務課長（西川敏明君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

今回の法令等の改正に伴い、条項や文言の整理をしておりますが、それ以外の部分について御説明をさせていただきます。

今回の改正は7条立てとしておりまして、第1条では法令等に合わせた改正を、また、



たばこ税につきましては段階的に引き上げることから、その内容を第2条から第6条で整備するものでございます。第7条は、固定資産税に関する経過措置でございます。

まず、養老町税条例の一部を改正する条例、第1条関係についてであります。

別添資料の税条例新旧対照表1ページをごらんいただきたいと存じます。

第16条第3項は、町民税の納税義務者等として人格のない社団等を規定しておりますが、今回の改正で、平成32年4月から電子申告が義務化となる資本金額が1億円を超える等の大法人を規定する第32条の6第10項から第12項までは、この社団等は適用しないこととするものでございます。

次に、第17条第1項第2号は、障害者、未成年者、寡婦または寡夫に対する非課税措置の所得要件の引き上げでございまして、同条第2項では、控除対象配偶者の区分変更に伴い、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」と改めるとともに、均等割非課税限度額を引き上げるものであります。それぞれ対象者の非課税限度額が10万円引き上げとなります。

第26条の3では、所得控除の対象に、第26条の7では、調整控除の対象に、それぞれ所得要件を創設するものであります。この改正により、前年の所得金額が2,500万円以下の人が控除対象者となります。

次に、4ページをごらんください。

第28条の2は、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しであります。今回の法令改正により、公的年金等支払報告書の様式に、源泉控除対象配偶者の有無等や所得の見積額を記載することとされたことによりまして、源泉控除対象配偶者である場合——源泉控除対象配偶者とは、年金所得者の所得金額が900万円以下で生計を一にする所得が85万円以下の配偶者のことをいうわけでございますが——配偶者特別控除の申告が不要となるものでございます。

5ページでございます。

第32条の6第10項から第12項は、大法人に対して、申告書の電子情報処理組織による提出を義務化することについて規定するもので、電子申告による申告を納税申告書により行われたものとみなすこととなります。

次に、6ページをごらんください。

第74条は、国のたばこ税と同様、課税区分の新設であり、製造たばこの区分として、新たに加熱式たばこの区分を創設するものです。

続いて第75条の2では、第74条で加熱式たばこと区分された製造たばこについての規定で、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したものを製造たばことみなす規定となります。現在、加熱式たばこは、税法上ではパイプたばこに区分されており、重量で課税されておりますが、これにより新たな区分で課税されることとなります。

次に、7ページから10ページでございます。

第76条では、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻たばこに換算する方式とする等の規定であります。

第77条は、たばこ税の税率を1,000本につき「5,262円」から「5,692円」と、430円引き上げる改正となります。

続いて、12ページをごらんください。

附則第2条の4は、個人町民税の所得割非課税限度額を10万円引き上げる改正となります。

次に、養老町税条例の一部を改正する条例、第2条から5条関係についてであります。

これらは、たばこ税を平成30年10月1日から3回に分けて引き上げるものと、加熱式たばこの課税方式の見直しを5年間かけて段階的に移行するものでございます。

第76条では、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、重量と価格を平成30年10月1日から、1年ごとに5年間かけて段階的に移行する規定を整備するものでございます。

第77条では、平成30年10月1日から、3回に分けてたばこ税を引き上げる規定となります。平成30年、32年、33年の各10月1日から、1,000本につき430円ずつ税率が引き上げられることとなります。

次に、養老町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、第6条関係でございます。

これは、平成27年度において講じた紙巻たばこ3級品に係る税率の経過措置について規定するものでございます。今回のたばこ税の引き上げに伴い、平成31年4月1日に行うこととされている税率の引き上げを、同年10月1日に延期することとされたことによりまして、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の紙巻たばこ3級品の税率を、平成31年9月30日まで適用させるものでございます。

次に、養老町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、第7条関係でございます。

これは、平成28年度に制定いたしました機械装置を対象にした償却資産に係る固定資産税の課税標準額を、最初の3年間、価格を2分の1とする特例措置の期限を平成31年3月31日とするものでございます。

最後に、施行日でございます。

個人町民税につきましては、個人所得課税の見直しが平成33年1月1日で、平成33年度以後の年度分から適用となり、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しは平成31年1月1日で、平成31年度以後の年度分から適用となります。

大法人の法人町民税の電子申告の義務化につきましては、平成32年4月1日で、同日以後に開始する事業年度から適用となります。

たばこ税につきましては、税率の3回の引き上げ、平成30年10月1日、32年10月1日、33年10月1日と、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法の段階的移行日、平成30年から平成34年までの5年間の各10月1日が施行日となります。

固定資産税につきましては、現行の償却資産に係る特例措置の期限が平成31年3月31日となることから、規定の削除を平成31年4月1日に施行するものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りをいたします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

---

○議長（大橋三男君） 次に、日程第16、同意第8号 教育委員会教育長の任命同意についてを議題といたします。

並河教育長には退場を許可いたします。

〔教育長 並河清次君 退場〕

○議長（大橋三男君） 町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第8号 教育委員会教育長の任命同意について、御説明をさせていただきます。

現在、町教育委員会教育長として養老町の教育行政の振興に精励されておられる並河清次氏の任期が、平成30年9月30日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を教育委員会教育長として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、同意を求めるものであります。

住所、岐阜県養老郡養老町岩道395番地23、並河清次。

なお、教育長の任期につきましては、同法第5条の規定により、平成30年10月1日から3年間となります。

以上で、同意第8号 教育委員会教育長の任命同意についての提案説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 2番 岩永義仁君。

○2番（岩永義仁君） 現教育長は、これまで既に5年ほどその職を担っております。今回再任すれば、さらに任期3年ということで、相当長く教育部局の長として存在することになります。これだけ町長が厚く信任し、重用する理由について、評価と実績、期待する成果について、詳細にお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 並河教育長、実は前任教育長からの指名的などころもございまして、非常に熱心に取り組んでいただいているというふうに思っております。きょうも質問がございましたけれども、コミュニティ・スクール等、非常に積極的に関与していただいて、理想的なコミュニティ・スクールに近づいているというふうに思っております。かわる人材というよりも、継続して今の教育行政を担っていただきたいと、そういう思いで任命をさせていただいたということでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 2番 岩永義仁君。

○2番（岩永義仁君） ただいまは評価についてお伺いいたしました。

次に、教育に多才さが求められる現代において、1人の人物が長くその教育行政のトップにとどまる弊害についても懸念がなされますが、このことに対する町長の考えをお聞かせください。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 教育というのは、やはり幼児期から中学校、高校までというような長きにわたるといふふうに思います。一度受けた方針のとおり教育を受けてきた人間がころころかわるといふのが、逆にやはり私は弊害があるのではないかというように考えております。過去も、教育長は結構長い期間務めておられるということで、やはり相当数の時間を要して、養老町の子供の教育のために携わっていただきたいというふうに考えるところでございます。以上です。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

並河教育長の入場を許可します。

〔教育長 並河清次君 入場〕

○議長（大橋三男君） ここで並河教育長の発言を許可いたします。

○教育長（並河清次君） ただいまは、私の教育長任命に関しまして、議員の皆様にご許可いただきましてありがとうございます。

平成25年10月1日より就任いたしまして、この9月30日で5年になります。この5年間、不十分な点もあったかと思いますが、私は、子供や住民、それから職員のために職責を精いっぱい全うしてきたというふうに考えております。

今後につきましては、少子化の問題とか、老朽化している関連施設の問題とか、住民の健康増進の問題、それから文化財の保護・活用の問題、子育て支援の問題等について、課題は山積しておりますけれども、誠心誠意職務を全うしていく覚悟でございます。

議員の皆様方には、貴重な意見を多数賜りました。教育委員会の事業を考えていく上で、大変参考にさせていただくことが数多くありました。今後とも、子供や町民のための御意見をお寄せいただきますようよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、これまで以上に御指導・御鞭撻願うことをお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（大橋三男君） それでは、次に日程第17、同意第9号 教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第9号 教育委員会委員の任命同意について、説明をさせていただきます。

町教育委員会委員の黒田孝史氏の任期が、平成30年10月7日をもって満了することに伴い、新たに養老町内で永年教諭として奉職され、その後、大学院等で研究に努められた近藤法雄氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、同意を求めるものでございます。

住所、岐阜県養老郡養老町上之郷246番地、氏名、近藤法雄。

なお、委員の任期につきましては、同法第5条の規定により、平成30年10月8日から4年間となります。

以上で、同意第9号 教育委員会委員の任命同意についての提案説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 9番 田中敏弘君。

○9番（田中敏弘君） まず、年齢をお尋ねしたいということと、それから今回は笠郷地区から選任されましたが、従来は池辺地区の方でした。この辺の地区の関係を考慮されてのことか、今後はそういう全町から選ばれて体制を整えていくというのか、その辺の考え方だけ、ちょっと説明を求めたいと思います。

○議長（大橋三男君） 佐藤教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（佐藤嘉但君） ただいまの田中議員の御質問でございますが、まず年齢でございますが、現在64歳ということでございます。

それから、選任について地区のバランスを考えておるのかということでございますが、現在、後藤委員が高田、それから藤田委員が川北と、栗田委員が上多度ということでございます。今回、黒田委員が池辺であったということで、笠郷の上之郷在住の近藤法雄様をお願いしたいということでございます。今後も、やはり地域のバランスということを考えて選任していきたいと思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 町長と教育長にお尋ねをしたいと思います。

この近藤氏とは、お二人とも直接会われているのかどうかという点と、もし会われているのであれば、どのような御印象をお持ちで、教員時代は何を専科されていたのか。また、大学院の研究室では何を研究されていたのか。それらを加味して、近藤氏に教育委員として当町の教育行政に果たしていただく役割への期待についてお聞きしたいと思います。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 日にちはちょっと確かではございませんが、教育長と私とで、私の部屋で面接をさせていただきました。もとより少し存じているところもございまして、この方、御住職でもございます。教員としての専門は、ちょっと私、お伺いしておりませんが、大学では、最近すさんできた人間の心というか、そういったような心理的なことを大学でもう一度学ぶというようなことで、もう一度学ばれたようでございます。非常に物静かで、教育委員として決して恥ずかしくない、立派な方だという印象を

受けております。以上です。

○議長（大橋三男君） 並河教育長、答弁。

○教育長（並河清次君） 私は、近藤先生と高田中学校で一緒に勤務をしました。国語の先生です。お寺の跡継ぎをされるということもあって、上石津中とか、笠郷だったかでも勤務されていると思うんですけど、おやめになって、宗教のことをもっと勉強したいということで、名古屋大学に行かれたと聞いております。

お話を伺っておりますと、やはりお寺に子供たちがたくさん遊びに来て、最近はどうして遊びに来ないんだといった子供のことを心配されていたり、御自身にもお二人のお子様が見えて、そういった観点から、養老町の教育等について御助言いただけるのではないかというふうに考えております。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

---

○議長（大橋三男君） 次に、日程第18、議案第53号 町道路線の認定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第53号 町道路線の認定について、説明をさせていただきます。

町道路線の認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 高橋建設課長、補足説明。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

今回認定する路線は、寄附行為に伴うもの1路線、社会資本整備総合交付金事業に伴うもの1路線、及び町の維持管理に伴うもの1路線、並びに東海環状自動車道事業に伴うもの1路線の合計4路線でございます。

まず、整理番号1の祖父江47号線については、地域の要望により生活道路の安全のためにつくられ、寄附行為があった道路であり、町道として認定するものであります。

次に、整理番号2の直江66号線については、社会資本整備総合交付金事業を施行するに当たり、町道として認定するものであります。

次に、整理番号3の三神町69号線については、隣地での敷地造成により官民境界が確定し、同時に官地道路の整備が行われたことにより、今後の町の維持管理のために町道として認定するものであります。

次に、整理番号4の広域営農団地8号線については、東海環状自動車道事業に伴う道路のつけかえにより認定するものであります。

詳細につきましては、議案に添付しております図面を御確認いただきたいと存じます。

以上、議案第53号 町道路線の認定についての補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 町道認定4本あるんですが、それぞれの距離をお尋ねいたします。

○議長（大橋三男君） 高橋建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） それでは、松永議員の御質問に関しまして御回答申し上げます。

まず祖父江47号線でございますが、延長は63メートルでございます。次に、直江66号線につきましては、延長70メートルでございます。次に、三神町69号線につきましては、延長122メートルでございます。最後に、広域営農団地8号線につきましては、延長1,700メートルでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） それぞれ新規の認定でございますが、これに伴って、今回は廃線が出ていないんですが、廃線は一本も、これに伴って発生はしないのか、お尋ねをいたします。

○議長（大橋三男君） 高橋建設課長、自席で答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） それでは、松永議員の御質問に関しましてお答えを申し上げます。



今回は、廃線のほうは出てございませんが、今後出てくる予定といたしましては、広域営農団地8号線のほうはつけかえでございます。こちらのほうが、供用開始後に現在町道認定されております路線のほうがございまして、その路線のほうが広域営農団地5号線になりますが、今後の予定といたしまして、1,078メートル廃止の予定をしております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りをいたします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

---

○議長（大橋三男君） 次に、日程第19、議案第54号 平成30年度養老町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第54号 平成30年度養老町一般会計補正予算（第2号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2億1,073万円を追加し、予算総額を109億9,077万5,000円とするものでございます。

主な内容は、認定こども園整備事業、地域未来投資促進法関連事業、体育施設解体事業などでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 田中総務部長、補足説明。

○総務部長（田中信行君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

歳出につきましては、総務部関係の補正はありませんので、7ページの歳入について説明させていただきます。

款17繰入金、項1基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、損害賠償金相当額1,050万円を減額いたしました。

次に、款18繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源が不足する額3,245万8,000円

を増額しました。

次に、款19諸収入、項4雑入、2目弁償金では、元嘱託職員による公金着服事件民事訴訟の判決が確定したことに伴い、1,050万円を増額しました。

次に、款20町債、項1町債、5目臨時財政対策債では、発行可能額の確定に伴い1,035万7,000円を増額しました。

次に、4ページの第2表 債務負担行為補正では、養北こども園新園舎建設工事2億8,176万3,000円を新たに追加いたしました。

次に、第3表 地方債補正では、認定こども園整備事業に伴い、新たに児童福祉施設整備事業債1億310万円を追加し、学校教育施設等整備事業債の限度額を3,570万円増額し、補正後の限度額を8,310万円にいたしました。また、臨時財政対策債では、発行可能額の確定に伴い限度額を1,035万7,000円増額し、補正後の限度額を4億5,925万7,000円とするものです。

以上で、総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 久保寺住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、続きまして私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

まず、歳出のほうになります。

9ページをごらんください。

款3民生費、項1社会福祉費、1目社会福祉総務費では、地域支援事業、総合事業以外の事業に係る介護保険事業特別会計繰出金として17万9,000円を増額いたしました。

臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業では、補助金返還額確定に伴い、償還金、利子及び割引料で7万4,000円を増額いたしました。

3目福祉医療費では、平成29年度事業費が確定しましたので、福祉医療事務事業の補助金精算に伴う返還金1,200万5,000円を増額いたしました。

10目後期高齢者医療費では、システム改修に係る国庫補助金の補正により、187万9,000円の財源更正を行いました。

款3民生費、項2児童福祉費、1目児童福祉総務費では、1億8,592万1,000円を増額いたしました。その内訳は、養北こども園新園舎建設工事費として1億8,400万円、及び監理委託料として192万1,000円を増額いたしました。

款4衛生費、項1保健衛生費、1目保健衛生総務費では、平成29年度事業費が確定しましたので、母子保健事業の養育医療費国庫負担金及び県負担金の精算に伴う返還金31万2,000円を増額いたしました。

続きまして、歳入のほうに移ります。

7ページをごらんください。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、2目民生費国庫補助金では、法改正システム改修

分の高齢者医療制度円滑運営事業補助金187万9,000円を増額いたしました。

款14県支出金、項2県補助金、2目民生費県補助金では、未満児の定員増加または全体の定員増加に伴う施設整備に対して補助される県単独補助金である岐阜県市町村子ども・子育て支援事業費補助金として40万円を増額いたしました。

款19諸収入、項4雑入の6目雑入では、平成29年度後期高齢者療養給付費負担金精算金及び後期高齢者保健事業費負担金精算金の2,408万9,000円を増額いたしました。

次に、款20町債、項1町債、8目民生債では、養北こども園新園舎建設工事に充当予定の1億3,880万円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 田中産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） それでは、産業建設部関係について、私のほうから補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出につきまして説明させていただきます。

9ページの款6農林水産業費、項1農業費、5目土地改良費では、町単土地改良事業で、大坪地内の揚水機取りかえ工事と鷺巣地内の用水樋門管路修繕工事の工事請負費として179万3,000円を計上いたしました。

次に、款7商工費、項1商工費、2目商工業振興費では、新たに地域未来投資促進法関連事業として、養老町地域経済牽引事業推進戦略を策定するために、委託料500万9,000円を計上いたしました。

次に、歳入につきまして説明をさせていただきます。

7ページの款11分担金及び負担金、項1分担金、2目農林水産業費分担金で、町単土地改良事業分担金として74万7,000円を計上いたしました。

次に、款13国庫支出金、項2国庫補助金、7目商工費国庫補助金では、地方創生推進交付金（地域未来投資促進法分）の交付決定額に基づき、200万円を新たに計上いたしました。

以上で、産業建設部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 佐藤教育委員会事務局長、補足説明。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（佐藤嘉但君） それでは、私から、教育委員会に関する補正予算の補足説明を申し上げます。

歳出でございますが、9ページの款10教育費、項2小学校費、1目学校管理費の小学校管理事務では、養北小学校敷地内のイチヨウの木伐採に係る経費として、委託料27万円を計上いたしました。

また、3目学校給食費の小学校給食管理事務では、笠郷小学校で現在使用しているガス揚げ物が耐用年数を大幅に経過し、老朽による故障で修理不能でございますので、備品購入費として46万6,000円を計上いたしました。

次に、11ページの項4 社会教育費、3目 公民館費の地区公民館維持管理費でございますが、小畑公民館事務室の空調設備が故障により修理不能となったため、更新工事に係る経費として、工事請負費61万6,000円を計上いたしました。

次に、項5 保健体育費、1目 保健体育総務費の体育施設解体事業でございますが、グリーンハイツ養老運動場の賃借用地につきまして、今年度中の返還に関しまして、地権者及び地元関係者との跡地利用等協議が調いましたので、敷地内の構造物を撤去する経費として、工事請負費408万5,000円を計上いたしました。

なお、歳入につきましては、全て財源が一般財源ということでございます。

以上で、教育委員会に関する補正予算の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は常任委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 2番 岩永義仁君。

○2番（岩永義仁君） ちょっと1点だけお伺いしておきたいんですけれども、商工費の地域未来投資促進法関連事業、中身がよくわからないので、概要をもう少し詳しくお願いします。

○議長（大橋三男君） 大倉企業誘致・商工観光課長、答弁。

○産業建設部企業誘致・商工観光課長（大倉 修君） ただいまの岩永議員の御質問につきましては、地域未来投資促進法でございますが、地域経済牽引事業の計画というものにつきまして、以前、議会全員協議会の場で御説明申し上げましたけれども、養老町にサラダコスモが来られるというようなことで、それに関連しまして、地域の経済を牽引していく事業者であるということから、そのものを巻き込んだ形で、養老町の米等農産物を活用した農林水産、またインフラ等を活用した成長ものづくり、また、観光資源を活用した観光分野のまちづくりというというように進めていきたいということで計画をしたところでございますけれども、それを受けまして、今の地方創生推進交付金のこの促進法枠というものが設けられたということから、今回交付金を取りに行く上で計画、戦略をつくって、今後事業を進めていきたいということで、今回補正に上げたところでございます。以上でございます。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算内容ごとに総務民生委員会及び産業建設委員会に付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は各常任委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

---

○議長（大橋三男君） 次に、日程第20、議案第55号 平成30年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第55号 平成30年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,752万2,000円を追加し、予算総額を35億872万2,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、平成29年度療養給付費等負担金及び退職者医療療養給付費等交付金の確定に伴うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 伊藤住民人権課長、答弁。

○住民福祉部住民人権課長（伊藤幸広君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、8ページの歳出について御説明申し上げます。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、3目償還金で、平成29年度療養給付費等負担金の交付額の確定によりまして、国への精算返還金といたしまして2,569万円を増額し、退職者医療療養給付費等交付金の確定によりまして、精算返還金といたしまして183万2,000円を増額するものでございます。

次に、6ページの歳入について御説明申し上げます。

款9繰越金、項1繰越金、1目繰越金で、財源調整といたしまして2,752万2,000円を充当するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

---

○議長（大橋三男君） 次に、日程第21、議案第56号 平成30年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第56号 平成30年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ6,283万1,000円を追加し、予算総額を29億3,283万1,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、地域支援事業費の動向によるものと、平成29年度分国庫支出金、県支出金、支払基金交付金の精算に伴う返還金として必要額を計上いたしました。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 久保寺健康福祉課長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、補足説明をさせていただきます。

最初に、8ページの歳出について御説明申し上げます。

款4地域支援事業費、項1地域支援事業費の1目地域支援事業費では、給付管理件数の増加や住宅改修手続、介護認定申請中の暫定プラン策定とともに訪問が拡大したことにより、臨時の介護支援専門員を現在の2人体制から3人体制に拡大するため、新たに1人を10月から雇用するための職員管理費として143万5,000円を増額いたしました。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、2目償還金では、平成29年度分介護給付費等負担金の国庫支出金、県支出金、支払基金交付金精算に伴う返還金6,139万6,000円を増額いたしました。

次に、6ページの歳入について御説明申し上げます。

まず、款4国庫支出金の国庫補助金、2目地域支援事業交付金（総合事業）と款5支払基金交付金の支払基金交付金、2目地域支援事業交付金と款6県支出金の県補助金、

1目地域支援事業交付金（総合事業）では、地域支援事業の職員管理費の増額に伴い、それぞれ国庫支出金において35万8,000円、支払基金交付金において38万7,000円、県支出金において17万9,000円を増額するものでございます。

款8繰入金の他会計繰入金、2目地域支援事業繰入金（総合事業）では、同様に17万9,000円を増額いたします。

款9繰越金の繰越金、1目繰越金では、財源調整として6,172万8,000円を充てるものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りをいたします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

最後に、本日決定をいたしました議案審査の付託先である決算特別委員会は、9月14日金曜日及び18日火曜日の2日間とし、両日とも午前10時から、また総務民生委員会は、9月13日木曜日の午後1時30分から、及び産業建設委員会は、同日の午前10時から、それぞれ開催されるよう各委員長に要請をいたします。

---

○議長（大橋三男君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の提案説明等は全て終了いたしました。

お諮りをいたします。

議案精読及び委員会審査のため、あす9月13日から9月25日までの13日間は休会にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、あす9月13日から9月25日までの13日間は休会することに決定をいたしました。

---

○議長（大橋三男君）　これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

本日は、これをおもひまして散会いたします。

なお、議会２日目は９月26日水曜日午前9時30分より会議を開きます。

本日は御苦労さまでした。

（散会時間　午後0時13分）



以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年 9 月12日

議 長      大   橋   三   男

議 員      北   倉   義   博

議 員      岩   永   義   仁

